

条例骨子たたき案（区のまちづくり）について

◎自治推進委員会からの答申を踏まえて

区については、章立てして定めることとする。また、自治推進委員会からの答申を踏まえて、①域内分権、②区の特性を生かしたまちづくり、③区のコミュニティの3つの観点に留意して、下記のとおり条例骨子たたき案を作成した。

【条例骨子たたき案】

第●章 区のまちづくり

1. 区のまちづくり

区役所を拠点として、区の課題や特性を踏まえて、区民の参画と協働によりまちづくりに取り組むこと。

2. 区の役割

区のまちづくりにおける取り組みを推進するために、区役所は次の役割を担うこと。

- ①効率的、効果的かつ総合的な行政サービスを提供する
- ②課題を的確に把握し、迅速な解決を図る
- ③地域の情報を把握し、情報の発信とまちづくりへの活用に努める
- ④様々な主体を集め、区民とともに合意形成するよう努める
- ⑤地域コミュニティ活動及び市民公益活動を支援する

3. 区役所の組織の整備等

市長は、区役所が区のまちづくりにおいて自主性を発揮できるよう、まちづくり推進のための区役所の組織整備や権限拡充、予算の確保に努めること。

4. 区のコミュニティ

- 1) 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う団体は、それぞれの自主性により、特性をいかしながら相互に連携し、まちづくりに参加し、又は協力するよう努めること。
- 2) 区は、コミュニティ活動を行う団体が円滑に連携しまちづくり活動へ参加し、又は協力することができるよう、その支援体制づくりに努めること。